

「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定について

吉 岡 義 信

はじめに

自民、公明、保守の与党三党と民主党で提出した「子どもの読書活動の推進に関する法律案」は、昨年12月5日の参院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決、成立し、「子どもの読書活動の推進に関する法律」として、同12日に公布、施行されました。

これは、昨今における青少年犯罪の続発、学級崩壊など教育問題が深刻化する中で、子どもたちの健全育成に読書が重要な役割を果たすことに着目、衆参国会議員有志による「子どもの未来を考える議員連盟」を中心に検討が重ねられてきた。しかし、一般に新聞等では報道されることがなく、知らない人が多いのではないかと思う。ここでは、この法律の全文とこの法案に対する日本図書館協会の要望、学校図書館ニュースのコメントを紹介しておきたい。なお、この要望とコメントはホームページによるものである。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号制定

第1条（目的） この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

第2条（基本理念） 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

第3条（国の責務） 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第4条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条（事業者の努力） 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

第6条（保護者の役割） 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第7条（関係機関等との連携強化） 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な

体制の整備に努めるものとする。

第8条（子ども読書活動推進基本計画） 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

第9条（都道府県子ども読書活動推進計画等） 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第10条（子ども読書の日） 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第11条（財政上の措置等） 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関す

る施策の確立とその具体化に努めること。

- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

この法律では、①読書活動を推進する目的を「子どもの健やかな成長に資すること」と定義。②基本理念では、読書活動を「子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」と定義している。③この基本理念を基に、国及び地方自治体に対し読書活動を推進するために必要な施策を策定・実施する責務があるとしている。④出版社など事業者に対して、子どもの健全育成に役立つ“良書”の提供に努めるよう明記している。⑤保護者に対しても子どもが読書する機会を多く持つようにする工夫や、読書の習慣化などに積極的な役割を果たすよう求めている。さらに、⑥政府に対しても「子ども読書活動推進基本計画」の策定を義務付け、地方自治体にも同様の計画策定を求めている。また、⑦4月23日を「子ども読書の日」と定め、子どもの読書活動への国民の関心と理解を深める契機とするよう強調している。この4月23日は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）が定める「世界本の日」にちなんでいる。また、スペインのカタロニア地方で、この日に女性が男性に本を、男性は女性に赤いバラを贈る風習があり、これにちなんで、日本でも日本書店組合連合会と日本カタロニア友好親善協会などが、1986年に4月23日を「サンジョルディの日」として制定。また、この日は、『ドン・キホーテ』の作者であるセルバテスの命日でもあることから、スペインでは「本の日」とされていることが、その背景にあるとのことらしい。

法案に対する日本図書館協会の要望

2001年11月この法律が成立する前に、日本図書館協会より以下の要望が提出されています。

子どもたちの読書の推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する法律案が上程されることです。私どもはこの法案について、立法の趣旨とは異なる事態が招来するのではないかと懸念をもちます。

本来、読書とは、自由で自主的な、私的な行為であり、法制化により、それを進めることが適切か疑問をもちます。子どもたちの自発性を元にした自由な読書が保障され、その推進をするための環境整備の施策こそ急務であると考えます。

法案では、子どもの健やかな成長に資する読書活動の推進という目的と基本理念が掲げられ、その実現を図るための、国・地方団体の責務、事業者の努力、保護者の役割、関係機関等の連携強化など

を定め、基本計画の策定や財政措置等をうたっています。しかし、子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書を行なうことができている現状を憂うならば、何がそれを阻んでいるのかを分析し明らかにしたうえで、それぞれの課題に取り組むことが重要です。

それは明白です。公立図書館が未だ5割近い市町村に設置されていないこと、子どもたちの生活圏域に図書館がないこと、学校図書館には専任の専門職員がいないこと、さらに資料費が十分措置されていない現状があります。これでは子どもたちが読書にひたることは出来ません。

環境さえ整ってれば、子どもたちは自然と読書に親しむことができます。公立図書館では、本や司書のお話しを楽しむ子どもたちが毎日たくさん来ております。専任の専門職員が配置されている学校図書館では、いきいきと読書する子どもたちの姿を目にすることができます。こういった光景を日本中に広げることこそ今もっとも必要なことであり、そのための施策を実施することは、国・地方公共団体の責務です。私たちはそのための要望や取り組みを重ねてきているところです。

法案にある事業者の努力や保護者の役割、関係機関等の連携強化などは、そうした環境整備の施策があつてこそ、それぞれの立場で意識的、積極的に行なうことの効果があるものと考えます。法で定め、強いるものではないと考えます。

法案には事業者の努力として「子どもの健やかな成長に資する書籍等」の提供を述べています。それは、誰がどのようにして評価し、決めるのでしょうか。「教育的な配慮」を理由として様々な図書が、子どもに「有害」であるとして問題になる事件が多くあります。子どもたちが知る自由の保障との関連で、これは慎重に対応すべきことです。

さらに法案では、国・地方公共団体が基本計画を策定することになっており、財政上の措置についても触れています。国や自治体の施策によって読書が画一的になる懸念や、結果として子どもたちを評価し、強制・強要による読書嫌いが生まれる心配もあります。

以上のようなことから、この法案について以下のような点を明確にすべきであると要望いたします。

- ① 読書は自由な私的な営みであることを踏まえ、子どもの権利としての読書を保障する視点を明確にすること。読書は、強制や評価とは無縁の営みであり、子ども達の自発的意思により行われるべきものである。
- ② 子どもたちの読書振興のためには、公立図書館や学校図書館を充実し、専任の専門職員を配置し、充実した資料費を保障した読書環境の整備を図る施策が必要であり、その推進に資するものであること。
- ③ 子どもたちの読書の振興を図るために、現状と課題を明らかにした具体的施策を講じること。
- ④ 子どもの健やかな成長に資するとして、提供する図書の「選定」等が特定の図書の排除をもたらすようなことにならないこと。
- ⑤ 事業者の努力や保護者の役割、関係機関等の連携強化などは、法によって規制するものではないことを踏まえ、自発的に行なわれる読書振興活動を支援すること。
- ⑥ 財政措置は、一過性のイベント等で費消されるべきではなく、子どもたちの読書環境整備に永続

的に資するための施策とすること。

子供たちに本をもっと読んでもらいたいとの法案ですが、なぜ、このなかには図書館が明確に位置づけられていないのでしょうか。読書活動の推進は、図書館活動の推進であるべきであり、まず「図書館に行こう」から始まるものと考えます。

また図書館員や地域の読書活動に参加している人たちには、この法案が知られておりません。奇異な気持ちをいただきます。国会においては、即決することなく、関係者の意見を十分に聴し、立法の趣旨が十分理解されるよう、慎重な審議をお願いしたいと思います。

「学校図書館ニュース」のコメント

今国会で、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。これは、2000年実施された「子ども読書年」の理念を法律面で具体化したものです。

この法律の目的は、子どもの読書活動に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責任を明確にし、子どもの読書活動を推進するための施策を進めて、子どもの健やかな成長を図ることを目的にしています。基本理念として、子どもの読書活動を「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とし、読書活動が盛んになるように環境を整備することをうたっています。

これを受けて、この法律は、国、地方公共団体が子どもの読書活動を活発にするための具体的な施策を策定する責任を明確にし、事業者は子どもの成長のための書籍等の提供に努力し、保護者は子どもに読書の機会を与え、習慣化を図る役割を果たすこととしています。また、国や地方公共団体は、学校、図書館、民間団体との連携を強化して、読書活動を推進するための体制を整えることにしています。同時に、読書活動に関する関心と理解を深めるために4月23日を「子ども読書の日」と定めました。

この法律の制定により、学校図書館の整備充実を含めて、子どもの読書活動の環境が計画的に整えられることになり、今後ますます子どもの読書活動が活性化することが期待されています。

おわりに

すでに、「読み聞かせ運動」、「朝の10分間読書運動」、乳幼児診断の際などに保護者に絵本などを贈る「ブックスタート」などが全国各地に広がり、子どもの読書環境は着実に整備されつつあり、この法律の制定によって、より確実に前進していくものと思われる。

なお、この稿は昨年12月の法制定の直後に作成したものであり、その後、新しい情報も入っているかもしれないが、ご了承いただきたい。

(よしおか・よしのぶ 別府大学図書館参事、非常勤講師)